

技術開発力を強化・活用しましょう!

平成21年度に行う知的財産権にかかる支援事業の計画をご紹介します

1. 先行技術調査支援事業 数件実施の予定です (岩手県の事業)

自社で開発した技術を特許権により保護することは重要なことですが、既に他社によって権利化されている可能性が考えられます。研究開発にかかる経費や時間、労力を無駄にしないためにも事前に先行技術調査を行うことは非常に重要です。

当センターでは、県内の中小企業に対し、国や県などの研究開発事業への申請につながる内容の先行技術調査支援を下記の内容により実施しております。

先行技術調査に要する費用について、1企業に対し年1回のみ利用、補助率を4/5とし、最大26万円までの補助となります。なお、基本的な調査は10万円程度の例が多く見られました。

2. 地域中小企業外国出願支援事業 1件実施の予定です (経済産業省の事業)

現在、国内の中小企業において自社の技術・商品を活用した海外戦略が急激に進んでおります。当センターではこのような市場のグローバル化を視野に入れている県内の中小企業を対象として、外国に向けた特許出願費用について補助を行う支援事業を実施いたします。費用の2/3の補助を行い、補助の上限は200万円とします。

- ①特許出願のみを対象とします(意匠・商標は対象外ですが、岩手県が21年度から開始する予定です)
- ②外国特許庁への出願時に要した費用を助成します(翻訳費・外国出願料・代理人費用・手数料等)

3. 地域中小企業知的財産戦略支援事業 2件実施の予定です (経済産業省の事業)

独自の技術基盤を有し、知的財産を戦略的に活用しようとする中小企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣し、先行技術調査や技術動向、市場動向の調査・分析結果等を踏まえて、対象企業における知的財産戦略策定の取り組みを支援するものです。

支援内容

以下のような支援を組み合わせ、特許を核とした知的財産戦略の策定を支援いたします。

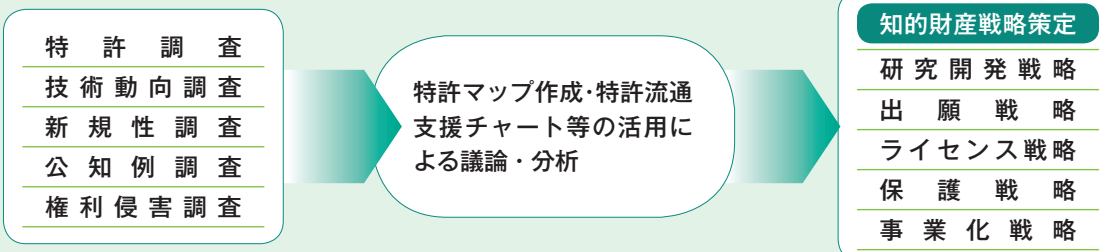
専門家派遣に要する旅費・謝金のうち最大300万円までの経費に対し、4/5を当センターが負担しますので、申し込みいただいた皆様のご負担は1/5の60万円程度となります。

なお、下記に該当する場合でも、特許出願料等の支援は対象になりません。

特許分析の支援 (例)「特許マップ作成」「特許流通支援チャートの活用法」

特許戦略策定の支援 (例)「出願方針の決定」「知財の保護」

事業化に向けた特許評価の支援 (例)「事業化計画の策定」「特許権の担保価値の判断」



■ 申し込み受け付けは4月以降ですが、事前にご相談ください ■

お問い合わせ先 財団法人いわて産業振興センター 新事業・研究開発支援グループ

TEL 019-631-3827 FAX 019-631-3830